

れいわ ねんど  
**令和8年度**

さかいしりつはらやまだいちゅうがっこう  
**堺市立原山台中学校**

ぼうしたいさくきほんほうしん  
**いじめ防止対策基本方針**

れいわ ねん がつ  
**令和8年4月**

さかいしりつはらやまだいちゅうがっこう  
**堺市立原山台中学校**

## 1 いじめの定義について

「いじめ」については、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）において以下のように定められている。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

## 2 いじめに対する基本方針

本校のすべての教職員は、「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識を持ち対応する。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対にゆるさない」学校をつくる。
- (2) いじめられた子どもの立場に立ち、出来る限りの支援を行い、守り通す。
- (3) いじめた子どもに対しては、毅然とした対応で粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。

## 3 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (2) 道徳・総合的な学習の時間・特別活動を中心に、規範意識や互いを認め合い支えあう集団の在り方について学習を深める。
- (3) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラーや公共の相談窓口を活用する。
- (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意を払う。
- (5) 常に危機感を持ち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- (6) 子ども理解、発達課題等の障がいに関する教員研修の充実、いじめ相談体制の整備及び点検、相談窓口の周知徹底を行う。
- (7) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- (8) 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりに居場所と出番のある授業づくり等、日々の授業の改善・工夫を図る。
- (9) 授業や教育相談等を通じて、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動やスポーツへの関わり、読書などで発散したり、誰かに相談したりすることにより、ストレスを発散する方法を学習させる。
- (10) 特に配慮が必要な生徒については、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

## 4 早期発見に向けて

『いじめ見逃しゼロ』の視点で積極的ないじめ認知をしていく。また、いじめは、大人のまなざしの届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。さらに、いじめ発見のための注意項もく等を整理した「いじめ対応チェックシート」を全教職員に配付し活用する。

- (1) 子どものいじめを疑う。
  - ・定期的(年3回以上)な「いじめについてのアンケート」・「教育相談」を実施する。
- (2) 子どもの視点に立って、子どもの声を傾聴する。
  - ・定期的(年3回以上)な「いじめについてのアンケート」・「教育相談」を実施する。
- (3) 子どもの言動を注視する。
  - ・休み時間などの巡視を継続的に実施する。
- (4) 保護者と情報を共有する。
  - ・「学校だより」や「学校教育自己診断」などにおいて情報を提供し、共有する。
- (5) 中学校区の学校や地域と日常的に連携する。
  - ・小中連携、青少年健全育成協議会や自治会などにおいての情報交換会を定期的に行う。

## 5 早期解決に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消をめざす。

- (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任一人が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめをした子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪(拒否される場合も想定)をさせる。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (6) いじめが解消した後も、継続的に保護者連絡し、連携する。
- (7) いじめられた子どもが安心して教育を受けられる環境の確保に努める。

## 6 「いじめについてのアンケート」調査の実施

学期末毎に計3回、「学校生活・いじめについてのアンケート」調査を実施する。また、いじめを発見したときは早期に適切な対応を行う。

## 7 「校内いじめ対策委員会」の設置及び校内研修の実施

校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主事・学年主任・学年生徒指導・養護教諭・特別支援教育コーディネーター・担任を構成員とし、「校内いじめ対策委員会」を設置する。

本委員会において、いじめ防止に向けた取組についての定期的な点検を行うとともに、必要に応じて見直しを図るなど、いじめ防止に向けた取組の工夫改善に努める。

### 【いじめに対する措置】

- (1) 学校の教職員がいじめを発見、又は相談を受けた場合は、速やかに、学校いじめ対策組織【校内いじめ対策委員会】に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。
- (2) 当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) いじめの問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進学・進級や転学にあたって、適切に引き継いだり

情報提供したりできる体制をとる。

- (4) 必要に応じて心理や福祉の専門家・弁護士・医師・警察経験者など外部専門家等が参加しながら対応する。また、いじめ問題の対応として、「自己指導能力」を育む生徒指導について」をテーマにした校内研修を行う。
- (5) けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害感に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- (6) いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が必要である。

① いじめに係る行為が止んでいること。

いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月間継続していること。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

## 【重大事態への対処について】

### ① 重大事態の意味（法第28条1項）

いじめの「重大事態」は法において、以下のように定められている。

- (ア) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (イ) いじめにより当該学年に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(1) 『いじめ見逃しゼロ』の視点で積極的ないじめ認知をしていく。

(2) 重大事態認知後、教育委員会に報告を行い、本委員会が調査機関として、事実確認等、徹底した調査に努め、調査結果についても、教育委員会に迅速に報告する。

(3) 生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で重大事態が発生したものと報告・調査等にあたる。

## 8 インターネット上のいじめについて

インターネットを通じたSNSなどでのいじめについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、全校生徒を対象にネット安全利用教室（非行防止教室）の開催や、集会で啓発するなどし、トラブルを未然に防止することに努める。さらに、保護者に対して、入学説明会や入学式で基本方針の確認や事例報告、啓発資料を配布し、いじめ対応についての理解を求める。また必要に応じて、警察や法務局等の関係機関と連携し、早期解決に向けて、不適切な書き込みや動画、画像などの削除等が迅速に行えるよう対応する。なお生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときは、直ちに警察に通報し、適切な援助を求める。

## 9 いじめ防止対策における留意事項

(1) いじめが疑われる行為（暴力行為・暴力類似行為・遊びや悪ふざけを含む）を発見した場合には、その

**場でその行為を止めること。**

- (2) 積極的ないじめ認知により、『いじめ見逃しゼロ』へつなげること。
- (2) いじめを知らせてきた生徒の安全を十分に確保すること。
- (3) いじめの状況に応じて、心理的な孤独感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をすること。
- (4) いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせること。たとえ、いじめを止めることができなくても、**誰かに知らせる勇気を持つ**よう伝えること。【傍観者への対応】
- (5) いじめをはやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させること。【観衆への対応】
- (6) 学校評価においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果をふまえ、改善に取り組むこと。
- (7) 教員評価においては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組が評価されるよう、留意すること。

いじめ防止対策に関する年間指導計画 (0401版)

堺市立原山台中学校

月	学校行事等	いじめ防止に関する取組	教科等との連携	担当者等	外部専門機関(市教委含む)
4	入学式 始業式 教育相談① 身体測定① 授業参観・PTA総会 非行防止教室 家庭訪問(1年)	校内いじめ対策委員会 (毎月開催) 「居場所づくり」・「相談体制づくり」 生活アンケート①・毎日アンケート① 教育相談①「安心・安全の場づくり」 「自己存在感の感受」 保護者連携 「ネット犯罪・いじめ・薬物問題」 情報収集・情報点検会議の実施	特別活動  保健  総合的な学習の時間	生徒指導主事 学年担当 担任・生徒指導主事 担任・生徒指導主事 担任・学年主任 生徒指導主事 担任・学年主任	SC    大阪府警察
5	家庭訪問(1年) 避難訓練 青健協①	情報収集・情報点検会議の実施 「課題解決力向上」 「地域連携」	保健	担任・学年主任 保健主事 管理職・主幹	青健協
6	修学旅行 校外学習	「絆づくり」 「共感的な人間関係の育成」 「キャリア教育」	総合的な学習の時間 道徳 総合的な学習の時間	当該学年 各学年 当該学年	
7	個人懇談 終業式	情報収集・情報点検会議の実施 いじめアンケート実施① 「安心・安全の場づくり」 「相談体制強化」		担任 生徒指導主事 各学年 生徒指導主事	SC
8	夏季休業 始業式	生徒会のつどい 教職員小中合同研修 「人権感覚向上」 「相談体制強化」		生徒会担当 研修主任 生徒指導主事	
9	教育相談② 授業参観	生活アンケート②・毎日アンケート② 教育相談②「安心・安全の場づくり」 保護者連携		担任	SC
10	青健協② 生徒会選挙 保育体験 身体測定② 体育大会	「地域連携」 「居場所づくり」 「自己存在感の感受」 「自己存在感の感受」 「共感的な人間関係の育成」	総合的な学習の時間 保健 保健体育	生徒会担当 各学年 各学年 保健体育科 各学年	青健協
11	特別授業(1・2年) 連合音楽会 文化活動発表会	いじめ・性暴力防止 「安心・安全の場づくり」 「共感的な人間関係の育成」	総合的な学習の時間 音楽	生徒指導主事・学年主任 音楽科 各学年	市教委
12	小中交流(部活動体験)会 校区清掃活動 学校自己診断アンケート 個人懇談 終業式	「自己決定の場の提供」 校区清掃活動 「地域連携」 いじめアンケート実施② 「自己存在感の感受」 情報収集・情報点検会議の実施 情報収集・情報点検会議の実施 「相談体制強化」	特別活動 特別活動	生徒指導主事 部活動顧問 生徒指導主事 部活動顧問 生徒指導主事 管理職 担任 生徒指導主事	青健協 SC
1	始業式 百人一首大会	生活アンケート②・毎日アンケート② 教育相談②「安心・安全の場づくり」 「集団・仲間づくり」	国語	担任・生徒指導主事 各学年	
2	学校運営協議会 青健協③ いのちの授業	情報収集・情報点検会議の実施 「地域連携」 「共感的な人間関係の育成」 いじめアンケート実施③ 「安心・安全の場づくり」		管理職・主幹 生徒指導主事	学校評議員 青健協 SC
	3年生を送る会 卒業式 修了式	「共感的な人間関係の育成」 「自己存在感の感受」 情報収集・情報点検会議の実施 反省と次年度の計画	総合的な学習の時間	生徒会担当 全職員 管理職・主幹	

